

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 9 日 本紙第 5351 号

【法令名】

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 9 日 政令第 168 号

【管轄省庁】

警察庁

【施行期日等】

この政令は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

最近の風俗環境の変化を踏まえ、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、ラブホテル等営業及び「出会い系喫茶営業」について改正を行う。

* 要旨

1 ラブホテル等営業として規制する営業の要件を追加

店舗型性風俗特殊営業として規制される営業のうち専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する一定の施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（ラブホテル等営業）に該当することとなるものの各要件を改正し、これらの要件の一定の組合せを新たにラブホテル等営業として規制する。

- 施設の要件（追加） 休憩料金表示があること、玄関等の遮へいがあること、フロントの遮へい措置があること、客が従業員と面接しないでその利用する個室に入ることができること。
- 個室の構造の要件 客の使用する自動車の車庫と個室が近接して設けられ、個室の出入口が車庫に面する外壁面に隣接する外壁面に設けられているもの等を含める。
- 個室の設備の要件（追加） 客が従業員と面接しないで宿泊の料金を支払うことができる自動精算機等があること。

（第三条関係）

2 出会い系喫茶営業を店舗型性風俗特殊営業として規制

店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面会の申込みを取り次ぐこと等により異性を紹介する営業を新たに店舗型性風俗特殊営業とする（出会い系喫茶営業）。

（第五条関係）

3 経過措置

(ア) この政令の施行の際現に新たに規制対象となる営業（「この政令の施行により新たに店舗型性風俗特殊営業に該当することとなる営業」をいう。）を営んでいる者（この政令の施行の日の前日において、地方公共団体の条例の規定であって「出会い系喫茶営業」に該当する営業を営んではならない旨を定めていたものに違反して当該営業を営んでいた者を除く。以下同じ。）は、平成 23 年 1 月 31 日までに、風営法第 27 条第 1 項の届出書を提出しなければならない。

(イ) この政令の施行の際現に新たに規制対象となる営業を営んでいる者が平成 23 年 1 月 31 日までの間に当該営業について風営法第 27 条第 1 項の届出書を提出したときは、営業禁止区域等を定める同法第 28 条第 1 項の規定及び同条第 2 項の規定に基づく条例の規定は適用しない。

（附則関係）

【参考】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則
（平成 22 年 7 月 9 日 国家公安委員会規則第 4 号

.....